

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		電線共同溝の占用の許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認
根拠条例・規則名		電線共同溝の整備等に関する特別措置法
条 項		第 1 5 条 第 1 項
所 管 部 課		建設局 土木部 土木総務課 (電話:048-829-1486)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ審査基準を設定することが困難である。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		